

# 令和4年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和4年7月29日(金)

午後1時30分から

場所 みよし市役所 3階 301会議室

1 委嘱状交付

2 あいさつ

3 会長・会長職務代理の選出

4 諮問

5 国民健康保険制度及び医療保険制度について (P. 1~5)

6 報告事項

(1) 令和3年度みよし市国民健康保険特別会計決算(見込)について (P. 6~13)

(2) 令和3年度みよし市国民健康保険運営協議会答申について (P. 14~19)

7 その他

## 5 国民健康保険制度及び医療保険制度について

### 国民健康保険制度について

国民健康保険（国保）とは、病気やケガをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が普段から保険料税を納め医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。

国保は、すべての人が何らかの医療保険に加入することとなっている我が国の「国民皆保険制度」の中核として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献しています。

なお、国保は、加入者（被保険者といいます）が納める保険税によって運営されています。

### 国民健康保険県単位化について

平成 30 年 4 月から、国民健康保険事業が、県単位化となりました。県は、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うことになりました。市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課、徴収、保健事業等を引き続き行っています。県は市町村ごとに国保事業費納付金及び市町村標準保険税率を決定し、市町村は税を財源として納付金を支払います。県は、市町村が支払った療養費を県の交付金として、全て市町村に支払うこととなりました。

### みよし市の国民健康保険税率改正について

県単位化により、愛知県から示されたみよし市の標準保険税率は、本市の保険税率と比べて高いものとなっていました。愛知県国民健康保険運営方針では、「赤字市町村（法定外繰入をしている市町村）は、収納率の向上や医療費適正化等の取組を進め、新たな赤字が発生しないようにするとともに、目標年次を踏まえ計画的に保険税率を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険税負担が短時間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解が得られる範囲で現実的な赤字の解消・削減を進めていくものとする。」とされているため、平成 29 年度に平成 30 年度から 7 年をかけて標準保険税率に近づけていくどの国保運営協議会の答申を受け、平成 30 年度から令和 3 年度まで税率を改正してきましたが、昨今の国民健康保険事業の状況を鑑み令和 3 年度の答申で再度、令和 4 年度からさらに 5 年間かけて標準保険税率に近づけていくこととされました。これにより、今後の状況にもよりますが、令和 8 年度まで税率改正を実施することとしています。

## 医療保険

### ・75歳未満の人

	健康保険種類	保険者区分	加入する人
1	社会保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国健康保険協会</li> <li>・健康保険組合</li> <li>・船員保険</li> </ul>	会社等に勤める人及びその被扶養者
2	共済組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員共済組合</li> <li>・地方公務員共済組合</li> <li>・市町村職員共済組合</li> <li>・私立学校教職員共済組合</li> </ul>	公務員等及びその被扶養者
3	国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等</li> </ul>	自営業、農林業、会社で社会保険に加入できない人、1・2以外の人

### ・75歳以上の人

	健康保険種類	保険者区分	加入する人
1	後期高齢者医療制度 (平成20年度より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県後期高齢者医療広域連合</li> </ul>	75歳以上の人 65歳以上で一定の障害のある人

## 介護保険（平成12年度から）

	被保険者区分	保険者区分	加入する人
1	第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> </ul>	65歳以上の人
2	第2号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者</li> </ul>	40歳以上 65歳未満の人

## 保険給付の支給

被保険者が疾病や負傷した際には、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費及び療養費等が支給される。また、被保険者が出産した際には、出産育児一時金（42万円）が支給され、死亡した際には葬祭費（5万円）が支給される。

- ・療養の給付…①診察
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③処置・手術その他の治療
- ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

## 一部負担金

保険医療機関等において療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該保険医療機関等に一部負担金を支払わなければならない。

一部負担金の額は、療養の給付に要する費用の額に、法で定められた一部負担割合を乗じて得た額である。

対 象 者		一部負担割合
一般被保険者	6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後70歳に達する日の属する月以前の者	10分の3
義務教育就学前被保険者	6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者	10分の2
70歳以上一般被保険者	70歳に達する日の属する月の翌月以後の者（70歳以上現役並み所得者を除く。）	10分の2
70歳以上現役並み所得者	70歳に達する日の属する月の翌月以後の者で、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上ある70～74歳の国保被保険者がいる者（ただし該当者の収入の合計が複数で520万円、単身で383万円未満の場合で申請した者を除く。）	10分の3

※各種医療助成制度により、医療機関窓口等での上記の一部負担が助成される場合があります。

税率・賦課限度額改正状況

医療分

年度	応益割 %		応益割 (円)		課税限度額	国の限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
昭和46~48	2.6	30.0	2,160	3,360	80,000	80,000
49			3,000	4,200	120,000	120,000
50			3,600	5,400		
51			6,000	8,400	150,000	150,000
52	3.0		7,200	9,600	170,000	170,000
53	3.5		9,600	12,000	190,000	190,000
54	4.0	40.0	9,600		220,000	220,000
55					240,000	240,000
56	5.0	50.0			260,000	260,000
57					270,000	270,000
58					280,000	280,000
59					300,000	350,000
60						
61					330,000	370,000
62			10,800	13,200	370,000	390,000
63					390,000	400,000
平成					400,000	420,000
元			12,600	15,600		
2		40.0	13,800	16,800	420,000	440,000
3			15,000	18,000	440,000	460,000
4		35.0			460,000	500,000
5						
6						
7						
8			18,000	21,000	500,000	520,000
9	5.2	31.0	23,000	24,000	520,000	530,000
10			25,000			
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17		20.0	25,800	24,600		
18						
19	4.5	17.0	20,600	21,000	420,000	470,000
20						
21						
22						
23	4.8	11.6	21,300	21,800	470,000	500,000
24					500,000	510,000
25	5.2	7.7			510,000	
26						
27	5.5	3.8	24,000	21,800	520,000	
28					540,000	540,000
29	5.74	廃止				
30	5.87		24,300	21,400	580,000	580,000
31(R1)	5.94		24,500	20,900	610,000	610,000
R 2. 3	6.02		24,800	20,400	630,000	630,000
R 4	6.14		25,500	20,000	650,000	650,000

県単位化

後期分

年度	応益割 %		応益割 (円)		課税限度額	国の限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
平成 20	0.7	3.0	5,200	3,600	100,000	120,000
21						
22	0.75	2.0	5,400	3,700	120,000	130,000
23						
24	0.8	1.3	6,000	3,700	140,000	140,000
25						
26	0.9	0.5	7,900		160,000	160,000
27					170,000	170,000
28	0.97	廃止	8,100		190,000	190,000
29			8,200	4,100		
30	1.17		8,200	4,400		
31(R1)	1.34		8,400	4,800		
R 2. 3	1.53		8,400	4,800		
R 4	1.71		8,700	5,100	200,000	200,000

県単位化

介護分 (40歳から64歳)

年度	応益割 %		応益割 (円)		課税限度額	国の限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
平成 12	0.7	3.5	4,800	3,600	70,000	
13						
14						
15						80,000
16						
17		2.0	5,400	4,200		90,000
18						
19						
20						
21						
22						
23	0.75	1.4	5,600	4,400	90,000	100,000
24						
25	0.8	1.0			120,000	120,000
26					140,000	140,000
27		0.7	5,800		160,000	160,000
28						
29	0.87	廃止	7,800			
30	1.02		8,100			
31(R1)	1.2		8,500	4,600		
R 2. 3	1.38		8,900	4,600	170,000	170,000
R 4	1.61		9,700	5,000		

県単位化

# 令和4年度 標準保険税率による税率改正検討表

○平成30年度税率、令和元年度税率、令和2、3年度税率、R4年度標準税率(R4.1本算定)との比較

所得割	医療分			介護分(40歳~64歳)			後期分		介護分(65歳~94歳)		確定拠出額		
	均等割	所得割	平等割	均等割	所得割	平等割	均等割	所得割	均等割	所得割	平等割	金額	伸び率(%)
H30年度税率	5.87%	24,300円	21,400円	8,100円	1.17%	4,100円	8,100円	4,400円	8,100円	1.02%	4,400円	103,832円	(5.0%)
R1年度税率	5.94%	24,500円	20,900円	8,200円	1.34%	4,400円	8,500円	4,600円	8,200円	1.20%	4,600円	106,408円	(2.6%)
(H30-R1税率の差)	(0.07%)	(200円)	(500円)	(100円)	(0.17%)	(300円)	(400円)	(200円)	(400円)	(0.18%)	(200円)	(2,568円)	(2.4%)
R2、3年度税率	6.02%	24,800円	20,400円	8,400円	1.53%	4,800円	8,900円	4,700円	8,400円	1.38%	4,700円	108,718円	(3.0%)
(R1とR2、3年度の差)	(0.08%)	(300円)	(500円)	(200円)	(0.19%)	(400円)	(400円)	(100円)	(400円)	(0.18%)	(100円)	(3,310円)	(3.1%)
R4年度標準税率	6.62%	28,328円	18,831円	9,688円	2.44%	6,658円	13,001円	6,488円	13,001円	2.53%	6,488円	127,864円	(16.3%)
(R3年度とR4標準税率との差)	(0.60%)	(3,528円)	(1,769円)	(1,228円)	(0.91%)	(1,858円)	(4,101円)	(1,788円)	(4,101円)	(1.15%)	(1,788円)	(17,846円)	(16.3%)

①モデル世帯の年税額10万円世帯は、標準税率等、500万円標準税率(40歳以上64歳未満1人、40歳未満1人)で算出している。  
 ②標準税率者1人当たりの年税額は、介護分も全件標準税率(R3.4)現在9045人(40歳以上64歳未満1人、40歳未満1人)とする。

## ○(案1) 税率改正を行わない場合

年度	医療分			介護分(40歳~64歳)			後期分		介護分(65歳~94歳)		確定拠出額		一般会計法外 加入者 (財源不足分) 標準1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	金額	
R4	6.02%	24,800円	20,400円	8,400円	1.53%	4,800円	8,900円	4,700円	8,400円	1.38%	4,700円	108,718円	(3.0%)

①一般会計法外加入者(財源不足分)については、標準税率と同一税率にすれば、財源不足が発生しないことと定額標準条件とした。

## ○(案2) 令和4年度の改正で標準保険税率と同程度にした場合

年度	医療分			介護分(40歳~64歳)			後期分		介護分(65歳~94歳)		確定拠出額		一般会計法外 加入者 (財源不足分) 標準1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	金額	
R4	6.62%	28,300円	18,800円	9,600円	2.44%	6,600円	13,000円	6,400円	13,000円	2.53%	6,400円	127,868円	(16.2%)
(前年差)	(0.60%)	(3,500円)	(1,800円)	(1,700円)	(0.91%)	(1,800円)	(4,100円)	(1,700円)	(4,100円)	(1.15%)	(1,700円)	(17,150円)	(16.2%)

## ○(案3) 数年かけて(案1)5回標準税率と同程度にした場合 【令和3年度国民健康保険協会管単に基づき、現行税率と標準税率との差を令和8年度までの改正で均等に近付けていくもの】

年度	医療分			介護分(40歳~64歳)			後期分		介護分(65歳~94歳)		確定拠出額		一般会計法外 加入者 (財源不足分) 標準1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	金額	
R4	6.14%	25,500円	20,000円	8,700円	1.71%	5,100円	9,700円	5,000円	9,700円	1.81%	5,000円	112,882円	(2.8%)
(前年差)	(0.12%)	(700円)	(400円)	(300円)	(0.23%)	(300円)	(600円)	(300円)	(600円)	(0.23%)	(300円)	(3,114円)	(2.8%)
R5	6.26%	26,200円	19,600円	9,000円	1.89%	5,400円	10,500円	5,300円	10,500円	1.84%	5,300円	118,548円	(4.4%)
(前年差)	(0.12%)	(700円)	(400円)	(300円)	(0.18%)	(300円)	(800円)	(300円)	(800円)	(0.23%)	(300円)	(3,717円)	(3.3%)
R6	6.38%	26,900円	19,200円	9,300円	2.07%	5,700円	11,200円	5,600円	11,200円	1.92%	5,600円	124,188円	(4.3%)
(前年差)	(0.12%)	(700円)	(400円)	(300円)	(0.18%)	(300円)	(800円)	(300円)	(800円)	(0.23%)	(300円)	(3,640円)	(3.1%)
R7	6.50%	27,600円	18,800円	9,600円	2.25%	6,000円	12,000円	6,000円	12,000円	2.30%	6,000円	129,828円	(4.2%)
(前年差)	(0.12%)	(700円)	(400円)	(300円)	(0.18%)	(300円)	(800円)	(400円)	(800円)	(0.23%)	(400円)	(3,640円)	(3.0%)
R8	6.62%	28,300円	18,400円	9,900円	2.44%	6,300円	12,800円	6,400円	12,800円	2.53%	6,400円	135,468円	(4.1%)
(前年差)	(0.12%)	(700円)	(400円)	(300円)	(0.19%)	(300円)	(900円)	(400円)	(900円)	(0.23%)	(400円)	(3,639円)	(2.8%)
増減率(前年計)	(0.60%)	(3,500円)	(1,800円)	(1,700円)	(0.91%)	(1,800円)	(4,100円)	(1,700円)	(4,100円)	(1.15%)	(1,700円)	(160,542,157円)	(15.1%)

①モデル世帯の年税額10万円世帯は、標準税率等、500万円標準税率(40歳以上64歳未満1人、40歳未満1人)で算出している。②標準税率者1人当たりの年税額は、令和3年度国民健康保険協会管単を基に算出している。

## 6 報告事項

### (1) 令和3年度みよし市国民健康保険特別会計決算（見込）について

#### 決算の総括

令和3年度の国民健康保険特別会計の歳入決算は、総額が46億712万5千円で、前年度に比べ5.9%の増となりました。

歳入の主な内訳は、本会計の基幹的な財源となる「国民健康保険税」が9億7,829万4千円（構成比21.2%）で、前年度に比べ0.8%の増となりました。歳入の62.8%を占める「県支出金」が、28億9,292万4千円で、前年度に比べ6.3%の増となりました。その内訳は、普通交付金28億1,926万7千円、特別交付金7,365万7千円となっています。

また、本会計を安定的に運用するため、一般会計から3億8,544万2千円、基金から1億8,000万円、合わせて5億6,544万2千円の繰り入れをしました。

歳出決算は、総額が44億1,877万4千円で、前年度に比べ5.4%の増となりました。

歳出の主な内訳は、「保険給付費」が28億4,487万9千円（構成比64.4%）で、被保険者は減少傾向にあるものの、医療の高度化等による単価上昇等の影響や、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全体では前年度に比べ6.6%の増となりました。

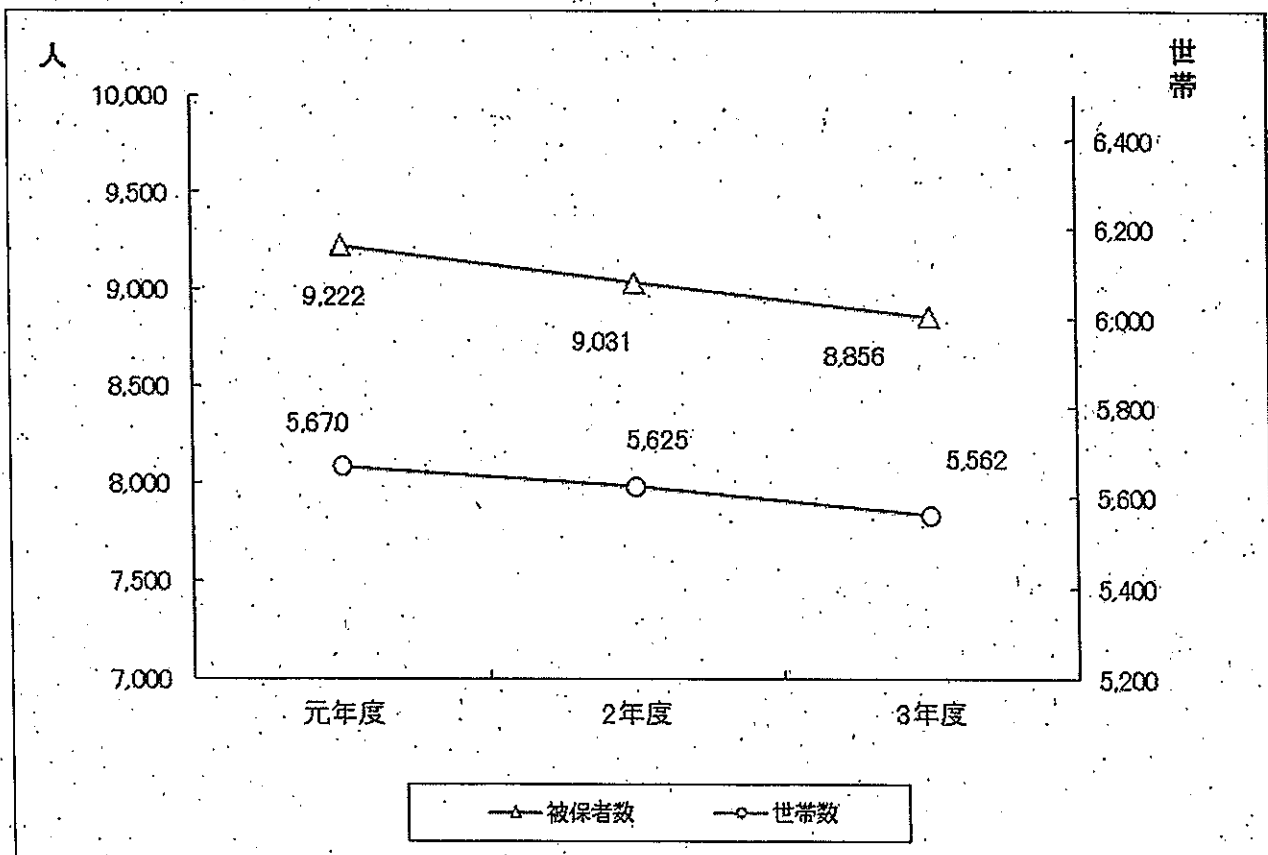
保険給付費の内訳としては、療養給付費と療養費が、24億9,059万4千円で6.8%増となり、高額療養費が、3億3,177万1千円で4.2%の増となりました。国民健康保険事業費納付金は13億2,019万8千円（構成比29.9%）で前年比2.5%の増となりました。その内訳は、「医療給付費分事業費納付金」が、8億9,392万円、「後期高齢者支援金等分事業費納付金」が、3億585万1千円、「介護納付金分事業費納付金」が、1億2,042万7千円となりました。

# ① 被保険者数

[各年度3月31日現在]

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
市全体	世帯数	24,363	24,843	25,104	
	人口 (a)	61,040	61,236	61,218	
国 保	世帯数	5,670	5,625	5,562	
	被保数	総数 (b)	9,222	9,031	8,856
		一般	9,220	9,031	8,856
		退職	2	0	0
国保被保加入率 (b)/(a)		15.11%	14.75%	14.47%	

<世帯数・被保険者数の推移>



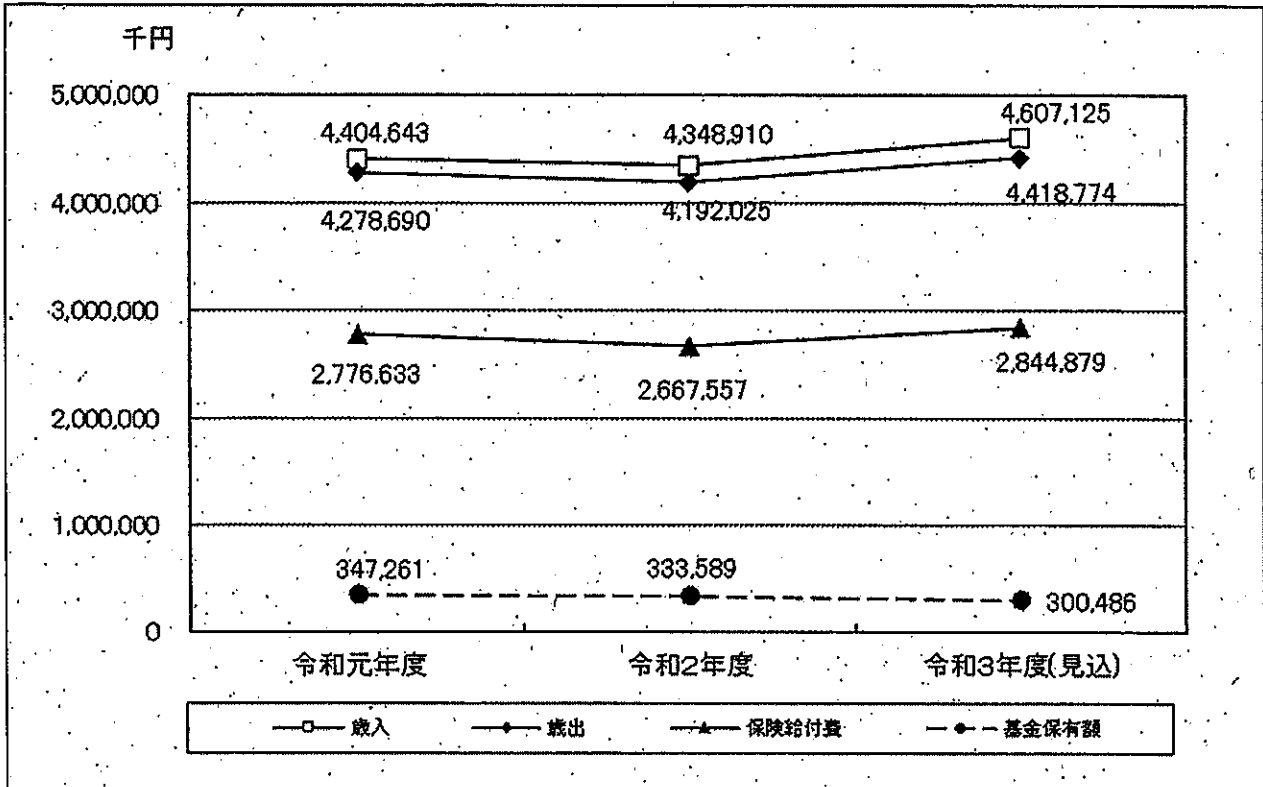


② 年度別決算状況

[単位:円]

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度 (見込)	
歳入	国民健康保険税	954,087,679	970,685,962	978,293,920	
	内 訳	基礎課税分	710,321,571	707,944,833	713,730,398
		後期高齢者支援分	180,293,169	193,343,058	195,787,081
		介護納付金分	63,472,939	69,398,071	68,776,441
		国庫支出金	1,042,000	15,172,000	605,000
	療養給付費等交付金	—	—	—	
	前期高齢者交付金	—	—	—	
	県支出金	2,808,705,929	2,720,919,699	2,892,924,189	
	共同事業交付金	—	—	—	
	財産収入	445,046	375,090	109,177	
	一般会計繰入金	375,304,000	366,407,000	385,442,000	
	基金繰入金	140,000,000	130,000,000	180,000,000	
	繰越金	102,355,459	125,952,402	156,884,866	
	諸収入	22,702,642	19,398,143	12,866,257	
	合 計	4,404,642,755	4,348,910,296	4,607,125,409	
歳出	総務費	49,665,377	75,190,812	59,185,639	
	保険給付費	2,776,633,181	2,667,557,443	2,844,879,007	
	後期高齢者支援金等	—	—	—	
	前期高齢者納付金等	—	—	—	
	老人保健拠出金	—	—	—	
	介護納付金	—	—	—	
	共同事業拠出金	—	—	—	
	国民健康保険事業費納付金	1,307,475,633	1,287,317,613	1,320,197,593	
	保健事業費	49,434,257	40,717,770	42,431,241	
	積立金	92,800,505	116,327,492	146,896,778	
	諸支出金	2,681,400	4,914,300	5,183,400	
	予備費	0	0	0	
	合 計	4,278,690,353	4,192,025,430	4,418,773,658	
収支差引額	125,952,402	156,884,866	188,351,751		

〈歳入歳出の推移〉



③ 国民健康保険事業基金

[単位:円]

年度	年度当初	取り崩し	積立金	年度末残高
令和元年度	394,460,873	140,000,000	92,800,505	347,261,378
令和2年度	347,261,378	130,000,000	116,327,492	333,588,870
令和3年度	333,588,870	180,000,000	146,896,778	300,485,648

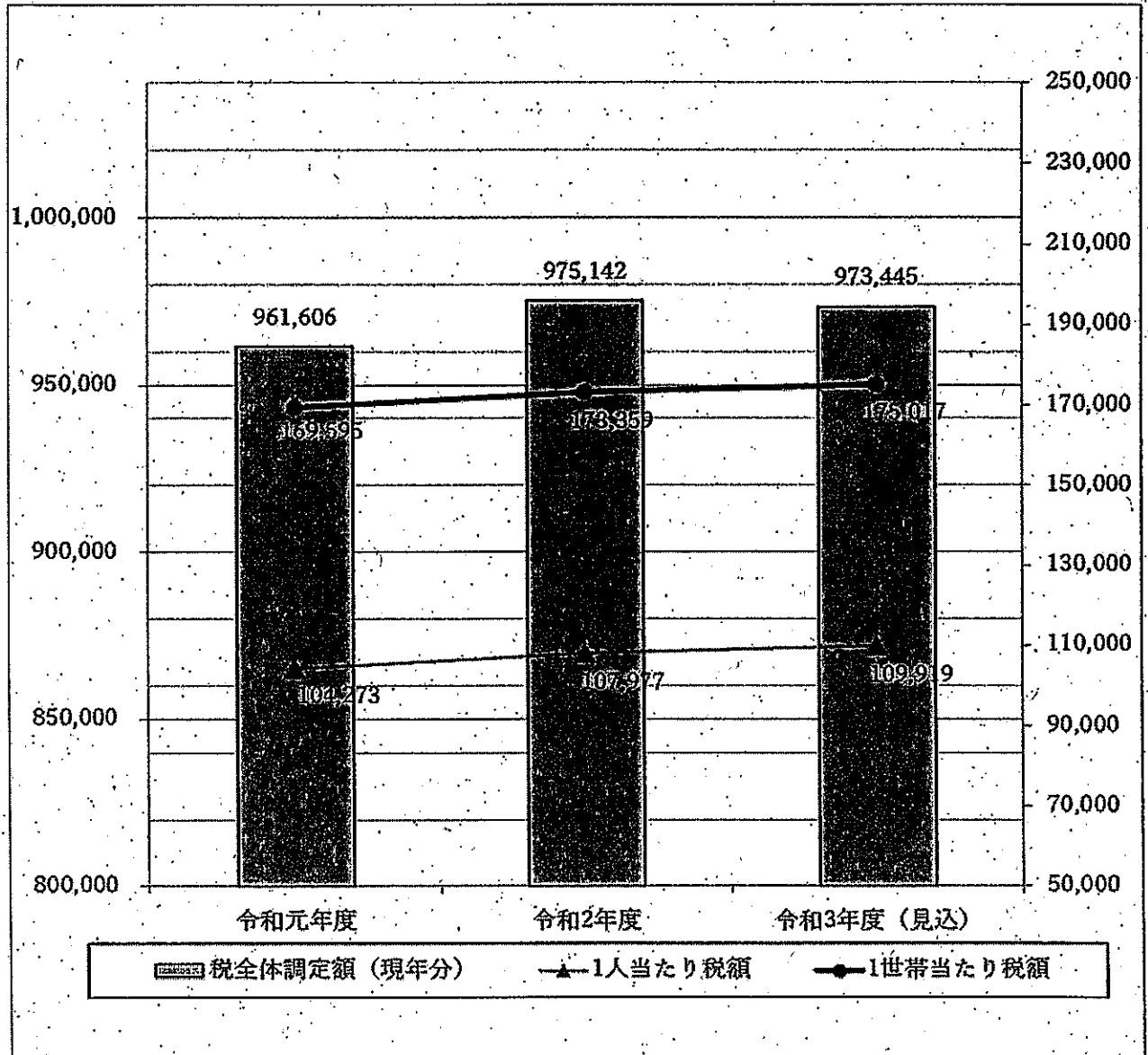
④ 国民健康保険税 (全体調定額、1人当たり、1世帯当り)

年度	全体調定額(千円)	1人当たり(円)	1世帯当たり(円)
令和元年度	961,606	104,273	169,595
令和2年度	975,142	107,977	173,359
令和3年度 (見込)	973,445	109,919	175,017

〈国保税の推移〉

千円

円



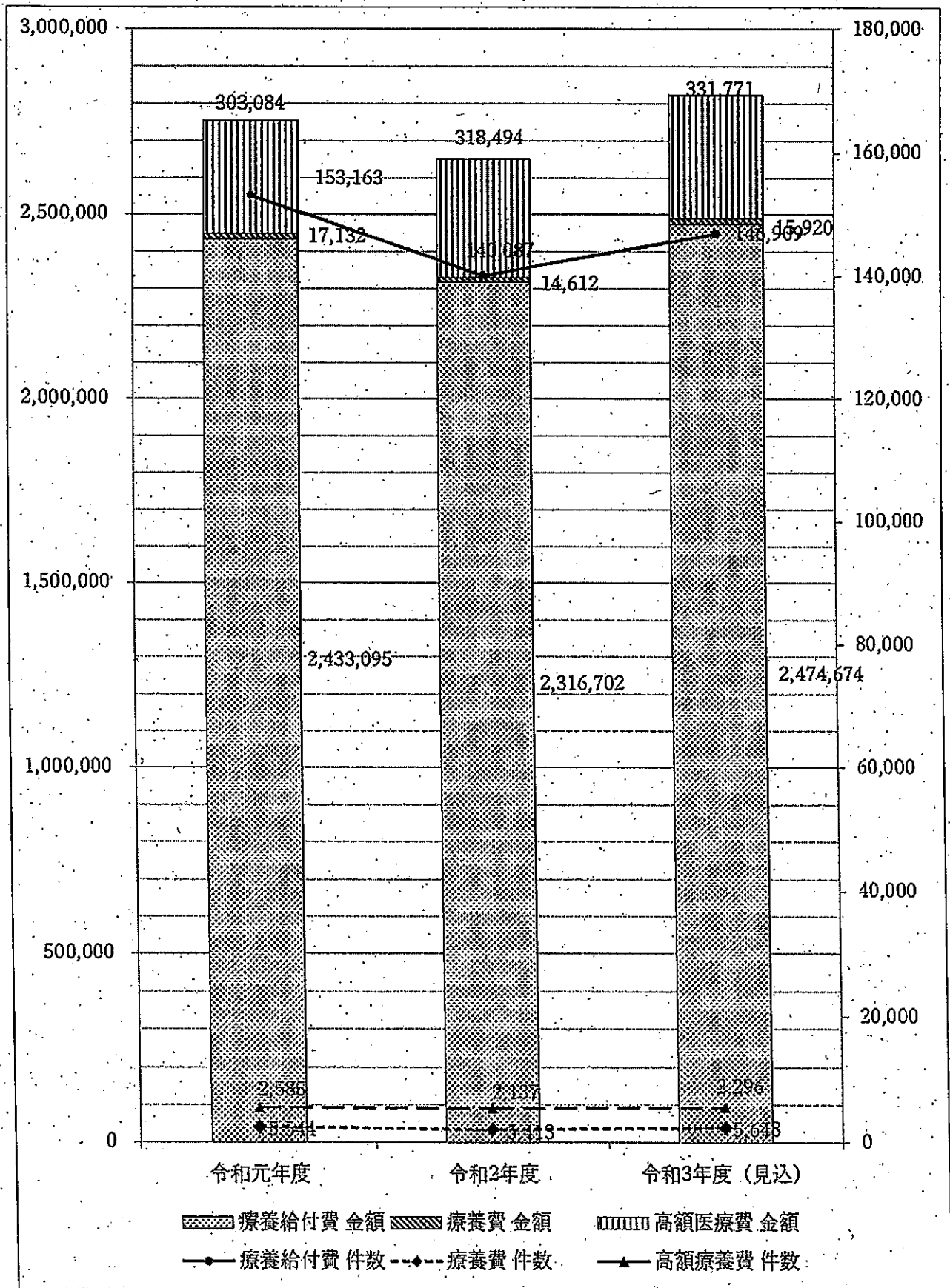
⑤ 保険給付費 (療養給付費・療養費・高額療養費)

[単位: 件、円]

	令和元年度		令和2年度		令和3年度(見込)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養給付費	153,163	2,433,095,087	140,087	2,316,702,335	146,909	2,474,673,632
療養費	2,585	17,132,156	2,137	14,612,030	2,296	15,920,135
高額療養費	5,544	303,084,069	5,413	318,493,886	5,648	331,770,896
計	161,292	2,753,311,312	147,637	2,649,808,251	154,853	2,822,364,663

〈保険給付費(療養給付費・療養費・高額療養費)の推移〉

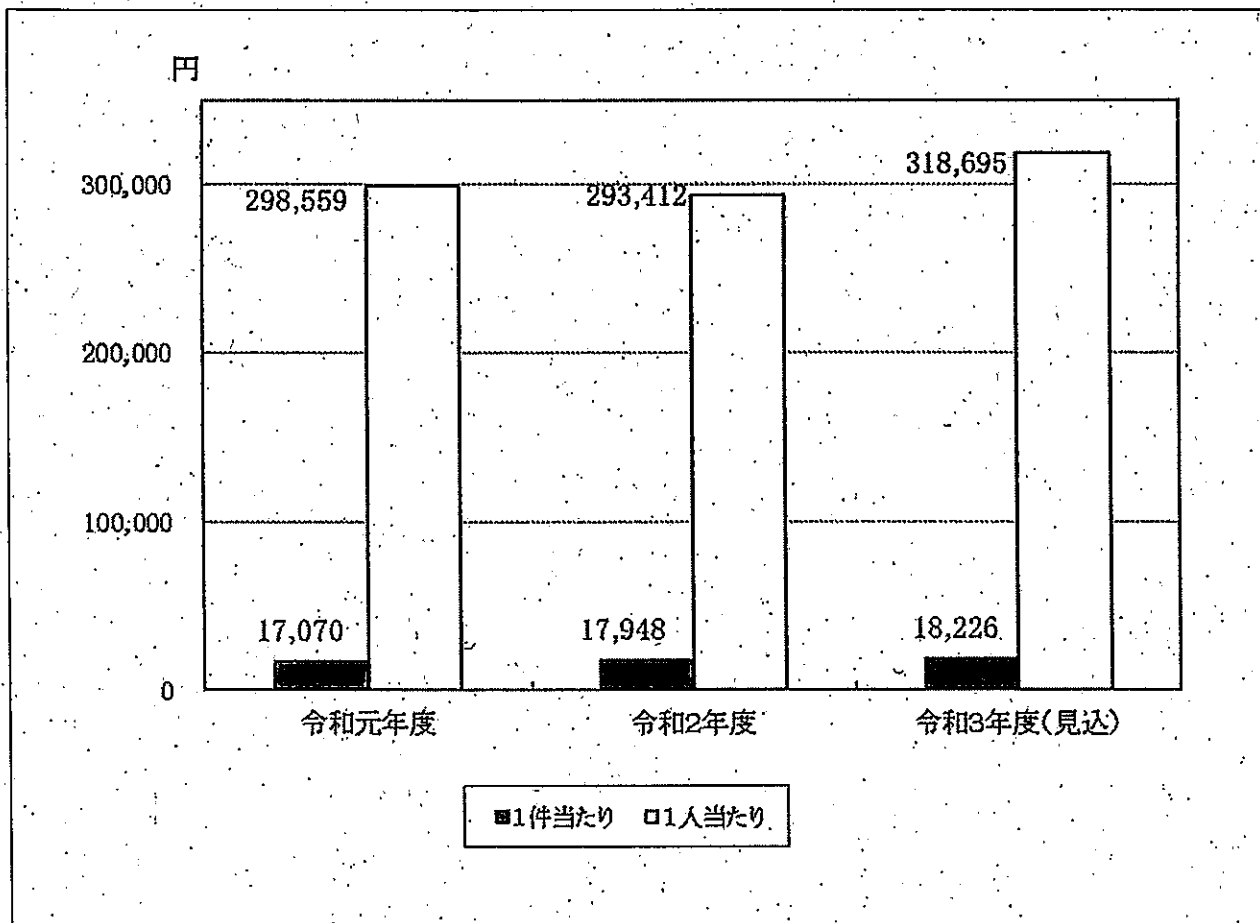
[単位: 件、千円]



## ⑥ 1件、1人当たりの保険給付額

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(見込)
保険給付件数	161,292 件	147,637 件	154,853 件
年平均被保険者数	9,222 人	9,031 人	8,856 人
1件当たり保険給付額	17,070 円	17,948 円	18,226 円
1人当たり保険給付額	298,859 円	293,412 円	318,695 円

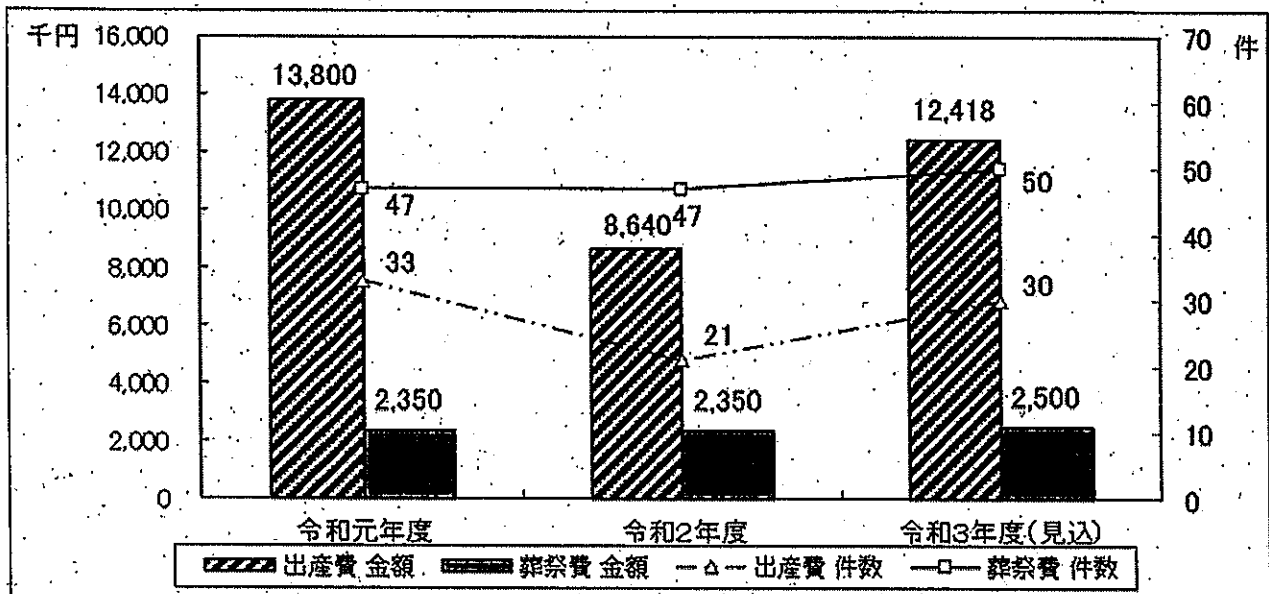
(1件、1人当たりの保険給付額の推移)



## ⑦ 出産育児一時金・葬祭費

	令和元年度		令和2年度		令和3年度(見込)	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
出産費	33	13,800,000	21	8,639,667	30	12,417,674
葬祭費	47	2,350,000	43	2,150,000	50	2,500,000

〈出産育児一時金・葬祭費の推移〉



## (2) 令和3年度みよし市国民健康保険運営協議会答申について

令和3年度みよし市国民健康保険運営協議会答申「みよし市国民健康保険税のあり方について」が、令和4年2月4日に、鈴木会長、島会長職務代理者から市長に提出されました。

また、この答申に沿って、令和4年3月議会において国民健康保険税条例の改正が可決され、令和4年4月1日から施行されました。

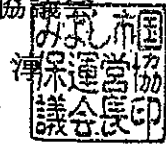


令和4年2月4日

みよし市長  
小山 祐 様

みよし市国民健康保険運営協議会

会長 鈴木



みよし市国民健康保険税のあり方について (答申)

令和3年8月10日付け3み保第319号で諮問のありました、令和4年度みよし市国民健康保険税のあり方について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。



# 答 申 書

みよし市国民健康保険運営協議会

## 1 協議会の結論

令和4年度のみよし市国民健康保険税のあり方について、みよし市の国民健康保険制度を引き続き安定的に運営していくためには、次のとおり税率及び均等割、平等割を改定することが適当です。

【国民健康保険税税率等表】

区 分		改定後	現 行	増減
基礎課税額 (医療保険分)	所得割	6.14%	6.02%	0.12%
	均等割	25,500円	24,800円	700円
	平等割	20,000円	20,400円	△400円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	1.71%	1.53%	0.18%
	均等割	8,700円	8,400円	300円
	平等割	5,100円	4,800円	300円
介護納付 金課税額	所得割	1.61%	1.38%	0.23%
	均等割	9,700円	8,900円	800円
	平等割	5,000円	4,700円	300円
合 計	所得割	9.46%	8.93%	0.53%
	均等割	43,900円	42,100円	1,800円
	平等割	30,100円	29,900円	200円

【国民健康保険税減額表】

区 分		改定後	現 行	増減	
7 割 減 額	基礎課税額 (医療保険分)	均等割	17,850円	17,360円	490円
		平等割	14,000円	14,280円	△280円
	後期高齢者支 援金等課税額	均等割	6,090円	5,880円	210円
		平等割	3,570円	3,360円	210円
	介護納付 金課税額	均等割	6,790円	6,230円	560円
		平等割	3,500円	3,290円	210円
5 割 減 額	基礎課税額 (医療保険分)	均等割	12,750円	12,400円	350円
		平等割	10,000円	10,200円	△200円
	後期高齢者支 援金等課税額	均等割	4,350円	4,200円	150円
		平等割	2,550円	2,400円	150円
	介護納付 金課税額	均等割	4,850円	4,450円	400円
		平等割	2,500円	2,350円	150円
2 割 減 額	基礎課税額 (医療保険分)	均等割	5,100円	4,960円	140円
		平等割	4,000円	4,080円	△80円
	後期高齢者支 援金等課税額	均等割	1,740円	1,680円	60円
		平等割	1,020円	960円	60円
	介護納付 金課税額	均等割	1,940円	1,780円	160円
		平等割	1,000円	940円	60円

## 2 結論に至った理由

国民健康保険事業の県単位化により、愛知県から示された令和4年度の標準保険税率は、ここ数年の標準保険税率と同様に、本市の現行保険税率と比べて高いものとなっています。

愛知県国民健康保険運営方針では、「赤字市町村(法定外繰入をしている市町村)は、収納率の向上や医療費適正化等の取組を進め、新たな赤字が発生しないようにするとともに、赤字解消の目標年次を踏まえ計画的に保険税率を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないよう配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進めていくものとする。」とされています。

平成29年度の当協議会の答申では、「平成30年度から段階的に標準保険税率に近づけていくことにあわせて、一般会計からの法定外繰入の削減を図っていくことが望ましい。平成30年度からは、平成29年度における改定率を参考に7年をかけて標準保険税率に近づけるものとする。」としており、それを踏まえ、毎年度、標準保険税率に近づける答申としてきました。昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が被保険者の生活、社会全体に大きく影響していることから、税率改正を行わず据え置きとしました。

今年度の答申においては、愛知県の示す標準保険税率が大幅に高くなっていること、新型コロナウイルス感染症の影響が収まっていないことなどを総合的に判断し、被保険者の急激な負担増にならないよう考慮しながら、標準保険税率に近づけていくために、平成29年度の答申を見直し、令和4年度の税率は、今後5年をかけて標準保険税率に近づけることができるものとするのが適当と判断しました。

### 3 附帯意見

今後も安定的な国保財政運営を行うため、適切な税率設定や医療給付費等の抑制を図ることとし、次のように附帯意見を述べます。

- (1) 愛知県から示された標準保険税率を考慮し、被保険者の国民健康保険税の急激な負担増にならないよう、計画的に一般会計からの法定外繰入を削減できるような税率設定とされたい。
- (2) 国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得については、引き続き国の定めた額とすることが望ましい。
- (3) 財源の安定確保、また公平性の観点からも国民健康保険税の収納率向上に今後も努力されたい。
- (4) 医療費抑制に資するため、特定健診・特定保健指導の受診率等の向上に、一層努められたい。

## 国民健康保険運営協議会に関する諸規則（抜粋）

### 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

### 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委

員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(平二九政二五八・全改)

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二九政二五八・一部改正)

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## みよし市国民健康保険条例

(昭和40年条例第16号)

### 第2章 みよし市国民健康保険運営協議会

(みよし市国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 みよし市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医または保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者(高齢者に医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表する委員 1人

## みよし市国民健康保険運営協議会規則

(昭和49年規則第10号)

(趣旨)

第1条 この規則は、みよし市国民健康保険条例(昭和40年三好町条例第16号)第2条の規定に基づきみよし市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項につき審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関すること。
- (2) 国民健康保険税に関すること。
- (3) 保険給付の種類および内容の変更に関すること。
- (4) 保健施設の実施大綱の策定に関すること。

(5) その他市長において必要と認める事項

2 協議会は、市長から諮問があったときはその都度これを開き速やかに答申しなければならない。

3 協議会の審議状況は、その都度市長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 会長は、協議会を代表しその議長となり会務を総理する。

2 会長職務代理者は、会長事故あるときはその職務を代行する。

(協議会の招集)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の者から協議会の招集請求があったときは、会長は、協議会を招集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず会長および会長職務代理者が決定されていない場合あるいは欠けたときは、市長が招集する。

第5条 会長が協議会を招集しようとするときはこの目的、事項、内容、日時および場所等をあらかじめ市長に通知しなければならない。

(定足数)

第6条 協議会は、委員定数の過半数の者が出席し、かつ、みよし市国民健康保険条例第2条第1号から第3号に規定する委員1人以上が出席しなければならない。

(表決)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係職員の出席および資料の提出)

第8条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、市長または関係職員に対し説明を求めまたは資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第9条 協議会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した委員のうちから議長の指名する委員2人の氏名を記載しなければならない。

(雑則)

第10条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

MEMO



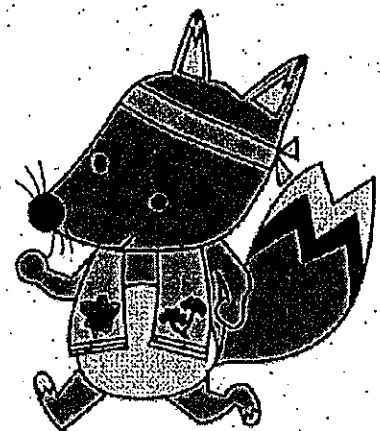
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.



## みよし市民憲章

わたしたちは、恵まれた自然と郷土を愛し、自らの手で、ここをいっそう生きがいのある住みよいまちにするために、この憲章を定めます。

- 1 あふれるばかりの緑と花を育て 川をきれいにし  
うるおいのある美しいまちにしましょう
- 1 しあわせな家庭をつくり スポーツに親しみ  
青少年の伸びるまちにしましょう
- 1 教養をたかめ 知性をみがき かおり高い  
文化のまちにしましょう
- 1 誇りと創意をもって仕事に励み 調和のとれた  
豊かなまちにしましょう
- 1 進んできまりを守り 互いに信じあえる  
明るいまちにしましょう



みよし市健康づくり大使  
「キューちゃん」